

都市計画決定の手続きを開始

～藤枝駅前一丁目9街区第一種市街地再開発事業～

要約すると

- 9月7日（火）、藤枝駅前一丁目9街区再開発準備組合は臨時総会を開催
- 都市計画決定手続き開始の要望書を市へ提出することについて決議
- 本市では令和3年度中の都市計画決定を目指す

9月7日（火）、「藤枝駅前一丁目9街区再開発準備組合」は、日の出町会館において臨時総会を開催し、市街地再開発事業の施行に向けて、都市計画決定の手続きを開始するよう市へ要望書を提出することについて決議しました。

JR藤枝駅北口に位置する同街区では、市街地再開発事業の実施を検討するべく、令和元年度に地元権利者らがまちづくり研究会を発足させ、度重なる勉強会の開催を通じて、昨年7月には本格的な推進組織である再開発準備組合を設立しました。また、本年4月22日には事業の推進役として「穴吹興産(株)・(株)ユニーデーコンサルタンツ共同企業体」と一般業務代行基本契約を締結し、これまでの組合活動における意見を基に、商業施設や住居機能等からなる概略の施設計画案をまとめ、今回の都市計画決定手続き開始の要望に至りました。

要望書では、本再開発事業により「安全安心のまちづくりと将来に向けた日の出町地域の賑わい再生の実現」と「良好な住宅や環境に配慮した都市空間の形成」を目指すとしており、本市はこれを受け、令和3年度中の都市計画決定を予定しています。

事業が順調に進めば、令和4年度に市街地再開発組合の設立及び事業計画の認可を受けて、令和6年度に工事着手、令和8年度に竣工される見通しで、施設完成後の賑わい創出や周辺街区への経済波及が期待されています。

